

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		神原禮二(かんばら れいじ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) 茨城県					
③電話番号		0297-72-7506	メールアドレス				
④職業		⑤年齢		⑥性別			
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
16		検討主体					
17		検証に係わる検討手順					
18		情報公開、意見聴取等の進め方 上記3項目に関わることについて					
		要旨 実質的な検証検討主体は、流域住民を加えた公募による第三者機関であるべきだ。					
		意見 検討主体は国土交通大臣であるのは当然だが、実質的な検討主体は地方整備局、水資源機構、都道府県としている。これではダム事業者だけの検討になってしまう。そもそも「ダムに頼らない治水対策」という方針や当有識者会議の設置は、国民の中にダムに対する疑問、ひいてはダム事業者に対する不信感が高まってきたからではないか。にも関わらず従来の当事者達が検証検討するのでは無意味であるばかりか、ダム推進にお墨付きを与える場になってしまう。これは国民に対する重大な裏切りである。従って実質的な検討主体は、公募による「第三者機関」でなければならない。サンプルはかつての「淀川水系流域委員会」である。今回の「ダム見直し」は河川行政民主化への大きな一歩になる。これを骨抜きにするのは犯罪に等しい。猛省をうながしたい。					